

平成 23 年度物品・役務等に係る契約適正化監視等委員会
定例会議審議概要

開催日及び場所	平成 23 年 11 月 7 日（月） 環境省省議室
出席委員 （50 音順）	大久保規子（大阪大学大学院法学研究科教授） 田路至弘（弁護士） 野村豊弘（学習院大学法学部教授） 蓑輪靖博（福岡大学法学部教授） 森島昭夫（特定非営利活動法人日本気候政策センター理事長）
審議対象期間	平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで
抽出案件	<p>総数 10 件</p> <p>総合評価落札方式（6 件）</p> <p>平成 22 年度環境経済政策の研究業務</p> <p>平成 22 年度環境影響評価法に基づく基本的事項等に係る実施状況等調査業務</p> <p>平成 22 年度短中長期目標達成に向けた地球温暖化対策の進捗状況評価業務</p> <p>平成 22 年度生物応答を利用した水環境管理手法検討調査</p> <p>平成 22 年度「子どもの健康と環境に関する全国調査」データ管理システムの設計・開発等業務</p> <p>平成 22 年度廃棄物系バイオマス次世代利活用推進事業委託業務</p> <p>随意契約（1 件）</p> <p>平成 22 年度アジア水環境パートナーシップ事業業務</p> <p>参加者確認公募方式（2 件）</p> <p>平成 22 年度衛星画像を活用した不法投棄等の未然防止等対策事業</p> <p>平成 22 年度絶滅危惧植物の分布状況等調査業務</p> <p>不落・不調随意契約（1 件）</p> <p>平成 22 年度生物多様性条約第 10 回締約国会議等における警備資機材設置・保守業務</p>
委員からの意見 質問、それらに対する回答等	別紙のとおり （抽出された個々の契約案件についての意見具申又は勧告はなかった。）

委員からの意見・質問、それらに対する回答等

意見・質問	回答
<p>平成 22 年度環境経済政策の研究業務 契約方式：総合評価落札方式 契約相手方：(株)三菱総合研究所 契約金額：285,810,000円 契約締結日：平成22年4月1日 担当部局：総合環境政策局</p> <p>・前年度が企画競争であったものが、今年度総合評価落札方式に変更した経緯理由は。</p> <p>・本業務が事業仕分けの対象になり、平成23年度に所用の見直しを行うことであるが、それで当初3年計画による目標が達成されるのか。</p> <p>・入札した後、2回ほど契約変更されているが、どういう理由からか。</p>	<p>・平成22年度の業務内容は環境経済の政策研究として、15研究課題を大学や研究機関に依頼(21年度～23年度の3カ年)環境と経済の相互関係に着目した情報の体系的収集・整理、公表である。初年度である21年度は、環境経済研究については、どのようなことをやるべきか、中身の提案も含めた企画競争を実施したが、業務も順調に走り出したので、2年目は価格の要素も加えた形の総合評価落札方式に移行した。</p> <p>・外部からの指摘もあり、先方等との直接契約、請負から委託方式など研究機関等には最大限に影響のないよう配慮していきたい。</p> <p>・上記の業務について、実施期間中に新たな研究課題2つが追加されたこと、2回目の契約変更は、上記の業務において、総務省との調整から環境経済観測調査を年2回のところを1回に、そのほか調査結果の集計方法の集約や、調査対象を大企業から中小企業まで範囲を広げたことによる。</p> <p>・さらに、環境産業の市場規模・雇用規模の推計については、年度途中の「環境経済情報検討会」における新たな方針決定を踏まえて、当初は日本国内の市場のみを調査対象としていたものを、海外における環境産業の市場規模まで実施することとしたことによる。</p>

意見・質問	回答
<p>平成 22 年度環境影響評価法に基づく基本的事項等に係る実施状況等調査業務 契約方式：総合評価落札方式 契約相手方：イー・アール・エム日本（株） 契約金額：11,655,000円 契約締結日：平成 22 年 4 月 20 日 担当部局：総合環境政策局</p> <p>・平成 20 年度が総合評価落札方式、21 年度が企画競争、さらに 22 年度が総合評価落札方式に移行したことについて、このような経緯等、特に契約方式の変更の理由について聞きたい。</p> <p>・22 年度入札の段階で提案書を出した 4 者のうち、落札者は前年度と同じか。</p> <p>・22 年度総合評価に応募した事業者の中で、技術点だけ見ると突出していた者があったが、予定価格を超えたので、落札できなかったと思われる。価格点についても、あともう少しのところから、その辺りは特に支障があったとか、何かありますか。</p>	<p>・本業務は複雑な環境影響評価制度の見直し、点検に当たり、非常に多くの事業種、あるいは広範な環境要素にまたがるアセスの実施状況についてレビューするというものであることから、高度かつ広範な専門的知識を有していることが前提である。21 年度の業務については、22 年度において「本検討委員会」を設置することを目指し、20 年度業務の成果により収集・整理された基盤情報を踏まえ、基本事項の見直しに関する適切な課題設定と対応方針の具体化を行う必要があった。そのため、業務内容について「仕様書」で手法等を一に縛ることはせず、契約相手方の選定に当たっては、民間等の有する知見や創意工夫を広く求めた企画競争とした。</p> <p>・国会審議の遅れ等により、改正環境影響評価法の成立が 1 年ほど遅れ、本検討委員会の設置が 23 年度にずれ込んでいるが、22 年度業務については、21 年度までの請負検討会において整理された課題設定や対応方針に基づき、補足的あるいは追加的な調査を行うことを主軸としたことにより、仕様書の範囲が比較的絞られたことから、総合評価方式に移行した。</p> <p>・21 年度の落札者と 22 年度落札者は違う。21 年度落札者は、22 年度に応募した 4 者の中には入っているが、22 年度は別の者が落札した。</p> <p>・技術点というのは、基礎点に加えて追加的な点数がどれだけ付くかということにより、大きく差がつくことがあるが、もともと予定価格を上回った段階でアウトとなる。総合評価のため致し方ない。</p> <p>・なお、これにより特段の支障はなかった。</p>

意見・質問	回答
<p>平成 22 年度短中長期目標達成に向けた地球温暖化対策の進捗状況評価業務 契約方式：総合評価落札方式 契約相手方：みずほ情報総研（株） 契約金額：49,035,000円 契約締結日：平成 22 年 7 月 12 日 担当部局：地球環境局</p> <p>・平成 21 年度に企画競争であったものが、22 年度は総合評価に変わっていること、また、契約者及び再委託先については、前年度と同じ結果になっている点について教えていただきたい。</p> <p>・ 1 者応札だが、これは競争性が確保されているのかどうか、また、変更契約した理由は何か。</p>	<p>・ 21 年度の業務内容は、京都議定書目標達成計画における対策・施策の進捗状況の点検と、短中期の温室効果ガス排出量の将来推計の 2 つであった。それぞれ実施する手法等が多数考えられることから、民間等の知見や創意工夫を広く求める企画競争方式により業務を発注した。業務の発注・実施に関する知見が集積されたことから、22 年度については、前年度の 2 業務を一本化した上で、長期的な温室効果ガスの推計業務も加えて業務の効率化・コスト低減を図るとともに、総合評価落札方式とした。提案書の提出を求めたところ、前年度の業務を実施した事業者が分担・連携して共同で提案を提出してきた。その内容を審査したところ適正であると判断して、入札の結果、落札者とした。</p> <p>・ 事業の公募に関しては、公告の期間（10 日）参加資格（通常 A の区分のところ、B、C までの資格）のほか業務期間及び評価項目についても、広く事業者が入札できるよう配慮したものであるが、結果的に 1 者による応札となった。</p> <p>・ 契約変更については、国会に提出した地球温暖化対策基本法の成立の見通しが厳しかったこと、新たに公表されたエネルギー起源 CO2 の排出量が大幅に減少したことから、一部の業務を拡大したため、やむを得ずに年度途中、それを追加的に発注したものである。</p>

意見・質問	回答
<p>平成 22 年度生物応答を利用した水環境管理手法検討調査</p> <p>契約方式：総合評価落札方式</p> <p>契約相手方：(独) 国立環境研究所</p> <p>契約金額：34,000,000円</p> <p>契約締結日：平成 22 年 8 月 30 日</p> <p>担当部局：水・大気環境局</p> <p>・前年度企画競争であったものが、今回、総合評価落札方式に変更されていることについて。</p> <p>・単年度契約から複数年の契約を前提とした契約にした理由は。</p> <p>・結局 1 者入札となったことの原因についての見解如何。</p>	<p>・平成 21 年度は本調査に先がけ、国内への導入に向けた課題等の整理や基礎的な検討のため、広く提案を募る企画競争を実施した。本調査は平成 22 年度から 3 年間で新たな水管理手法の作業手順書を作成する業務であり、前年度に整理された事項を踏まえ、パイロット試験等を実施しながら適切な試験研究、適切な価格で実施可能な業者を選定するために、総合評価落札方式に移行をした。</p> <p>・本業務は、これまでの毒性試験では一般的に用いられていない生物を用いた試験方法を開発するものであり、様々な企業に試験を行ってもらったり、実際の工場排水で試験を行うなど、段階的に課題を解決して作業手順書を作成する必要があることから、3 年間、同一の機関で継続的に調査研究することが必要である。</p> <p>・入札説明会には 3 者が参加していた。仕様書が求める業務内容を必ずしも確実に履行できないおそれがあると判断して、応札を見送った可能性があると考えられる。</p>

意見・質問	回答
<p>平成22年度「子どもの健康と環境に関する全国調査」データ管理システムの設計・開発等業務 契約方式：総合評価落札方式 契約相手方：富士通（株） 契約金額：40,950,000円 契約締結日：平成22年8月3日 担当部局：環境保健部</p> <p>・落札率が極端に低い、落札率14.8%の結果について、なぜそういうことになっているのか。</p> <p>・低入札価格調査の実施、それがどういう形でやっているのか。事後についてはどうか。</p> <p>・落札者の他にも当初見積の半分以下の価格で応札されているが、適正な予定価格の算出、数字の合理性がどうあったか。</p> <p>・受注した後に落札者が、今後ともメンテナンス等に「随意契約」できることはないのか。</p>	<p>・平成22年度より10万組の親子を対象として収集した生体資料の集積及びリクルート期間3年、追跡調査16年の長期間にわたる運用を前提としたデータの管理システムの構築である。別途、同参加者の募集を22年度から開始したことから、短期間に一定の規模のシステム設計・開発が求められたことから、業者側としてはオリジナルソフトによるパッケージの活用。長期的な国への新規政策業務に参画できる狙い等により、このような結果が考えられる。</p> <p>・低入札価格調査対応については、予定価格の60%を下回ったことから、予算決算及び会計令に基づき実施。内容は相手方から当該価格で入札した理由及び入札価格の内訳、履行体制、国等の契約の履行状況などについて書面、事情聴取による調査をした。</p> <p>・事後チェックとしても成果が仕様に基づき適切に遂行されていたことを確認した。</p> <p>・総工数については相手方の見積と変わらないが、1日当たりの単価が違っていた。予定価格は市場調査等の結果に基づき算出したが、業者サイドが既存のソフト、パッケージ商品を使用することから、高い技術者の人件費分が積算されていなかったため低入札になったと考えられる。</p> <p>・実際の運用は、コアセンターである国立環境研究所で運営しているが、受注業者のみ技術的にメンテナンスが可能ということにはなっていない。</p>

・非常に安い価格で受注して、その後、ほかで儲けるという可能性が考えられないのか。

・契約についても入札後変更して額が大幅に増えているが、理由、妥当性は。

・プログラムの改修に関しては、設計開発を行った業務でなくても改修ができるようなソフトを使う仕様内容により、ほかの業者でもできることとなっている。

・当初予定していたシステム設計に対して、個人情報保護のための、より確実な入力設計、入力時のヒューマンエラー予防、検査会社へ外注調査とのデータ連携、質問票の変更への対応などが不可避となり、システムの設計の修正・変更が必要なことから、契約変更比率が高くなった。

意見・質問	回答
<p>平成 22 年度廃棄物系バイオマス次世代利活用 推進事業委託業務</p> <p>契約方式：総合評価落札方式 契約相手方：(財) 廃棄物研究財団 契約金額：103,950,000円 契約締結日：平成 22 年 9 月 30 日 担当部局：廃棄物・リサイクル対策部</p> <p>・高額な入札であり、かつ、落札率が極端に高い = 最高落札率 99.1%ということについて、考えら れる理由は何か。</p> <p>・所管法人が継続して契約していることについて 考え得る理由と一者応札であるという点、これは 競争性が確保されているのかどうか。</p> <p>・逆に言うと、そういう限られた期間、そして 10 者も来たけど 1 者しか応じられない事業について は、その財団で遂行できて問題はなかったのだ でしょうか。</p>	<p>・本事業は平成 20 年度から 22 年度までの 3 力 年間計画、今回対象となったのは最終年度の事 業の契約であり、それまでの 2 力年間も含めて 研究成果が求められものである。22 年度の契約 については、同年度予算の中で環境省予算 PR 版 や記者レク用の資料等の内容から、また、予算 項目の中での唯一の事業ということから、事前 に金額が読み取られたと考えられる。また、結 果として、一者応札であったことに鑑みて、公 表されている予算額等を参考にして応札された と受け止めている。</p> <p>・本業務の入札に当たっては、広く参加者を募 るために適正に入札手続きを行い、これまでも 2 者で競争した実績もあり、特段、所管法人だ からという特別な理由は考えられない。</p> <p>・一者応札であったことについては、入札説明 会には落札者も含め 10 者が訪れた。しかし、本 業務は廃棄物系バイオマスの基礎データ収集か らモデル事業まで多岐にわたり、専門的知識が 求められ、さらにこのボリュームのある事業を 6 ヶ月間の契約期間で実施しなければならない ことから、提案書を期限内に提出したのは財団 1 者だけの結果となった。</p> <p>・当時、並行してバイオマスの利活用の推進基 本法ができて、バイオマス利用をどんどん進め る状況の中で、ある意味、目玉になる事業とな ったことは間違いなく、当方もしっかり管理し、 よい成果が出されたものと考えている。</p>

意見・質問	回答
<p>平成 22 年度アジア水環境パートナーシップ事業業務</p> <p>契約方式：随意契約方式</p> <p>契約相手方：(財)地球環境戦略研究機関</p> <p>契約金額：47,000,000円</p> <p>契約締結日：平成 22 年 10 月 14 日</p> <p>担当部局：水・大気環境局</p> <p>・所管の公益法人との間で引き続き随意契約を行うこととした点について、確認しておきたい。</p> <p>・随意契約見直し計画において一部を一般競争入札に移行することとされたことに対する対応状況はどうなっているのか。</p> <p>・競争性のある契約方式に移行されているのは一部であるが、これ以上は分離して出せそうなものはないか。</p>	<p>・アジア水環境パートナーシップ (WEPA) 事業第 2 期の実施に当たっては、2008 年 10 月マレーシアで開催され、各国政府担当官が出席した WEPA 年次会合において、WEPA 第 1 期事務局の財団法人地球環境戦略研究機関が引き続き事務局を務めることについて合意がされており、平成 18 年 8 月 25 日付け財務大臣通知の中「条約等の国際的取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの」に該当し、契約の性質又は目的が競争を許さない場合とされている。</p> <p>・平成 19 年度の予算の執行に当たり、関連する会議運営業務について一般競争入札を経て他の民間事業者と契約した。また、平成 19 年度から今年度まで継続して「アジア水環境パートナーシップのホームページコンテンツの作成業務」を当該業務から分離し、別途一般競争入札を経て発注するなど、見直し計画に基づいた措置を講じている。</p> <p>・現時点ではないと考えている。</p>

意見・質問	回答
<p>平成 22 年度衛星画像を活用した不法投棄等の未然防止等対策事業</p> <p>契約方式：参加者確認公募方式</p> <p>契約相手方：NEC ソフトウェア東北（株）</p> <p>契約金額：89,092,500円</p> <p>契約締結日：平成 22 年 6 月 14 日</p> <p>担当部局：廃棄物・リサイクル対策部</p> <p>・継続事業の参加者確認公募方式に関わらず、前年度と契約相手が異なっていること、これは前年度がどういうところだったのかも含めてお聞きしたい。</p> <p>・最終的に 2 者が確認公募に応募したが、1 者は資格要件を満たせていない点について、詳しく事情をお聞きしたい。</p> <p>・普通は大学だと研究室が引き継ぐという形であるが、ここはそういう体制がなかったのか。</p>	<p>・この業務は平成 21 年度から比較的安価で、かつ高性能の陸域観測技術衛星、「だいち」による撮影画像を活用した 2 カ年のモデル事業であり、衛星監視システム利用マニュアルを作成するものである。この業務を履行するにあたり、パンシャープン画像（これは二つの画像を組み合わせ、より精度の高い画像を得るというもの）が可能であることをはじめ、専門的な技術や知見を有していることが要件となっている。これらの条件のうち、パンシャープン立体視画像を作成できるのは、民間会社の研究グループ 1 者のみを想定し、参加者公募方式を適用した。</p> <p>・平成 21 年度は大学と契約を結んでいたが、同大学のシステムの開発にあたっては、22 年度に締結した民間会社に関わっており、21 年度末に、このシステム開発を行った大学教授が退官されたことから、本監視システムの引き継ぎを同民間会社が引き継いだためである。</p> <p>・この業務は、衛星画像を用いて不法投棄の未然防止等対策の取組の普及を図ることであるが、応募した者は航空写真のみを使用した実績のみを有していたこと、「だいち」を使用して業務を行う条件に「だいち」以外の光学衛星画像を使用する、ということから要件を満たしていないと判断した。</p> <p>・退官された教授は、衛星画像をはじめとする分析を専門にやっており、かなり特殊な技術を持っていたため、この方の退官後はそういった研究室自体が成り立たなくなった事情によるものである。</p>

・応募した者が「だいち」以外の衛星写真を使用しての航空写真では、実績にはならないのか。

・募集要領の中、基本的に「だいち」の衛星画像を使うことと指定している。これは、他国の衛星に比べてもコストが安い点に着目している。また、写真の解像度がパンシャープン画像で、つまり立体視ということが出来る点から「だいち」を必要条件とし、この実績のないところには、ご遠慮いただいた。

意見・質問	回答
<p>平成 22 年度絶滅危惧植物の分布状況等調査業務</p> <p>契約方式：参加者確認公募方式 契約相手方：日本植物分類学会 契約金額：26,000,000円 契約締結日：平成 22 年 7 月 7 日 担当部局：自然環境局</p> <p>・新規契約事項にもかかわらず、参加者確認公募方式をとっていることから、特殊な事情があるか確認したい。</p> <p>・本業務の参加者確認公募の経緯の中で、業務の説明書の交付期間が 2 週間を切っているのは、公正らしさという点から言うと、若干疑念、早くやることは難しいのか。</p>	<p>・この業務の実施に当たっては、絶滅危惧種(日本に生息する植物)の判定に必要な計算を行って分類するものであり、国の絶滅危惧種の分布状況に関する情報や十分な知識及び技術を持つなど専門性を必要とすること。実質的に現地調査ができる一シーズンの中、全国一斉に調査ができる体制であること。守秘性ということで、絶滅危惧植物の情報が表に出ることで、その危惧植物が採集されて絶滅種になってしまうことから、これらの情報をきちんと管理できるところである。これらの要件を備えているところは、この 1 者しかないという考えを持っているが、きちんと公募をして確認をしたところ。</p> <p>・なお、そもそも当初のリストアップから始めて、この調査は 3 回目(3 年目)であり、予算の性格上、その間が切れると新規予算ということから、新規事業となっている。</p> <p>・予算が成立した後の諸準備とかに時間を要したが、植物は同定できる時期が限られているので、少しでも早く着手する必要があった。</p>

意見・質問	回答
<p>平成 22 年度生物多様性条約第 10 回締約国会議 等における警備資機材設置・保守業務 契約方式：不落・不調随意契約 契約相手方：総合警備保障（株） 契約金額：138,495,000円 契約締結日：平成 22 年 9 月 1 日 担当部局：自然環境局</p> <p>・不落・不調随意契約であり、かつ、当初の予定価格を超える変更契約が行われているが、入札不調となった原因は何と考えられるか。予定価格は適正であったのか。</p> <p>・変更契約に至った原因は何か。</p>	<p>・予定価格は市場価格調査、参考見積書を積算根拠とした。本業務は警備計画に基づき行われるものであるが、同計画の策定は、条約事務局、国連警備、県警、消防等の関係機関との調整を要するものであり、予想以上の日数を要した。このため、会議直前の入札となり、契約日から警備資機材の調達設置まで短い準備期間での実施となったため、人員確保や資機材調達コストが割高になったことが考えられる。</p> <p>・事前登録参加者が当初想定約 8,000 人から約 1 万 3,000 人に増加したことなどにより、警備計画に変更が生じ、外周フェンス等の設営変更や追加の識別関係資材などが必要となったため、契約内容を変更せざるを得なくなった。なお、会議開催までの期間が短いことから、効率面を考えて当初の契約業者と変更契約を結んだ。</p>

今回の審議全般を通しての委員の見解

本委員会は、随意契約は基本的にダメとの着眼点でスタートさせたが、環境省における調査研究等の案件の中には、今日の地球温暖化問題のような国として一定のストラテジーを持って発注する場合がある。このようなものは、個々の事業の契約形態だけ議論すればいいというものではなく、総合的、統括的にみていくことが必要だ。

価格を適正化するという意味から競争というものが非常に重視されているが、競争の働かない部分があるので、いかに契約の公正性を担保していくかがポイントとなる。競争がむしろマイナスになるとか、しかしながら随意契約でいいのか、環境省内の「契約委員会」でしっかりチェックしていただきたい。

契約後に変更契約しているケースが多々あり、安い価格で契約締結し、その後に変更してもらえれば良いという業者が出てくると非常に困る。特に1者応札については、変更後の金額であれば他の業者も参加できたはず、とならないためにも適正な予定価格の設定に留意されたい。

せっかく競争性のある入札で契約をしても、契約を締結した後の変更契約というのは競争性がなくなってしまう。これまでの本委員会では「変更契約について、正当なものは認める。」としたものの、疑問が残らないよう変更契約については十分注意を払っていただきたい。

落札率が高い理由、低い場合の品質の確保、契約方式の基準、1者応札については競争性が確保されているか、契約変更の内容の妥当性などの理由を明確にするとともに、事後評価をどうするかなど、何かしらの工夫が必要である。